

# 相模原市農業委員会第19回会議議事録

開 会 日 時 令和2年10月1日 午後1時43分

閉 会 日 時 令和2年10月1日 午後2時37分

開 催 場 所 市役所第1別館1階 第2会議室 他

出 席 委 員 ( 印 )

1	西山和秀		市川忠孝		藤村達人
	八木拓美		小林康史		高橋三行
3	關山富雄		齋藤憲一		天野明
	古木清		菱山喜章		加藤正博
	江藤昭利		八木健一		
	阿部健	14	金井睦		
	渋谷利雄		榎田和子		

出席委員 15名

欠席委員 3名(1番西山和秀委員、3番關山富雄委員、14番金井睦委員)

傍聴人 0名

事務局 齊藤ますみ 鈴木和夫 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高 齊藤綾子  
山田彩奈

議事録署名人 議 長

議席2番

議席6番

## 会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第9回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告
3	議案第36号	令和3年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見について
4	議案第37号	農地法第4条の規定による許可申請について
5	議案第38号	農地法第5条の規定による許可申請について
6	議案第39号	農用地利用集積計画の決定について
7	報告第32号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
8	報告第33号	非農地証明書の発行について
9	報告第34号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
10	報告第35号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、Web会議により議事の審議を行い合議体としての意思決定を行った。

議事の内容 次のとおり

**議長（八木会長）**

ただいまから、相模原市農業委員会第19回総会を開催いたします。

初めに、出席委員の確認を事務局次長にいたさせます。

**事務局（鈴木次長）**

（議席順に各委員の出席を確認）

**議長（八木会長）**

ただいまの出席委員は15名で定足数に達しております。

本日、1番西山和秀委員、3番關山富雄委員、14番金井睦委員より、欠席の旨、通告がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、2番八木拓美委員、6番阿部健委員を御指名いたします。

## 日程 1 会務報告

## 日程 2 第 9 回農地利用最適化推進委員連絡会報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程 1「会務報告」及び日程 2「第 9 回農地利用最適化推進委員連絡会報告」について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

[ はいの声 ]

議長（八木会長）

それでは、以上で「会務報告」及び「第 9 回農地利用最適化推進委員連絡会報告」を終わります。

## 日程3 議案第36号 令和3年度相模原市農地等の利用の最適化の推

### 進に関する意見について

**議長（八木会長）**

続いて、日程3議案第36号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（濱端総括副主幹）**

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第36号 令和3年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見について。令和3年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関し、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、別紙のとおり相模原市長に提出する。令和2年10月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページから9ページを御覧いただきたいと思います。

意見の内容につきましては、8月14日の書面開催による第8回農政運営委員会、8月26日の書面開催による第9回農地利用最適化推進委員連絡会や、全員協議会に代わるものとして9月11日に書面開催で御審議いただいたものでございます。本日は全案文の朗読は省略させていただきます。

この意見は、本日の総会で御議決いただいた後、10月20日火曜日に、八木会長、阿部副会長、菱山農政運営委員会委員長、關山農地あっせん委員会委員長の合計4名の農業委員の方から市長に提出する予定となっております。

以上で説明を終わります。

**議長（八木会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（八木会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第36号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程3議案第36号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程4 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程4議案第37号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいただきます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、10ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-6から4-7及び4-1002は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和2年10月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、11ページを御覧ください。

收受番号4-6は、申請人が所有する麻溝台の農地、1筆、961㎡を資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業者からの要望により、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、ブロック2段積み及び万能鋼板高さ2.5mを設置する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は麻溝台公園の西約280mです。

続きまして、收受番号4-7は、申請人が所有する田名の農地、2筆、1,176㎡を資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業者からの要望により、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、鋼板高さ40cmと単管パイプを設置する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は田名つゆ草公園の北東約260mです。

本庁分は以上です。

### 事務局（松浦所長）

続いて、津久井事務所管内の案件を説明いたします。同じく11ページを御覧ください。

收受番号4-1002は、申請人が所有する緑区小倉の農地、1筆、499㎡を自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、リニア中央新幹線建設に伴う収用により、新たに自己住宅を建築するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1から2段を設置し、雨水については、横穴トレンチ雨水浸透設備を設置して敷地内浸透とし、汚水については、合併処理浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は圏央道相模原インターの北東約740mです。

以上で説明を終わります。

**議長（八木会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4 - 6については、南区担当の關山委員にお願いするところでございますが、本日、欠席しております。關山委員より、9月25日に現地確認したところ、特に問題はなかったとの報告を受けております。

続きまして、收受番号4 - 7については、中央区担当の金井委員にお願いするところでございますが、本日、欠席しております。金井委員より、9月27日に現地確認したところ、現在、耕作はしていないが、きれいに整備されており、奥の隣接地は駐車場になっていて、また、隣の畑も耕作しておらず、影響ないと思いますとの報告を受けております。

收受番号4 - 1002については、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

**11番（齋藤委員）**

9月19日、現地を調査いたしました。申請地は小倉橋の西側の上段のところ、緑区小倉宮原という地区でございます。リニア中央新幹線建設に伴う収用のため、現在の住まいを移転せざるを得ないという状況で、自分で所有している土地へ自己住宅を移転するものであります。隣接住宅の方に、先日、いろいろと質問いたしましたら、全く影響するようなことはないということで、問題ないと思います。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議長（八木会長）**

これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（八木会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第37号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

**[ 異議なしの声 ]**

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程4議案第37号については、原案のとおり決定いたしました。



## 日程5 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程5議案第38号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、12ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-5から5-6及び5-1020から5-1023は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和2年10月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、13ページを御覧ください。

收受番号5-5は、譲受人の株式会社美都住販が、譲渡人が所有する大島の農地、1筆、1,306㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、譲受人である株式会社美都住販が、都市計画法第34条第14号における相模原市開発審査会提案基準に基づき、8区画の宅地分譲をするための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ブロック積み3段で土留めする計画です。雨水については浸透トレンチによる敷地内浸透、汚水については公共下水道に接続する計画です。申請地は大沢第二幼稚園の北東約110mです。

続きまして、收受番号5-6は、譲受人の株式会社ファーストワイズが、譲渡人が所有する新磯野2丁目の農地、2筆、252㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、不動産業を営んでおり、建設業者からの要望を受け、資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、単管パイプ及び土留め板柵を設置する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地はもえぎ台小学校の北約90mです。

本庁分は以上です。

### 事務局（松浦所長）

続いて、津久井事務所管内の4件を説明いたします。14ページから16ページを御覧ください。

初めに、收受番号5-1020は、譲渡人が所有する緑区寸沢嵐の農地、4筆、329㎡の所有権移転を受け、自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。申請理由は、現在、貸家に居住しており、新たに自己住宅を建築するためです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、敷地の外周にコンクリートブロック1段を設置し、雨水については敷地内浸透とし、汚水

については公共下水道に接続して処理する計画です。申請地は市立内郷小学校の東約810mです。

続きまして、收受番号5-1021は、株式会社北陵が、譲渡人が所有する緑区中沢の農地、1筆、868㎡の所有権移転を受け、資材置場に転用するものです。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。申請理由は、事務所を移転することに伴い、現在、賃借している資材置場を返却して、新たに資材置場として確保するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、敷地の外周には既存コンクリートブロックを使用するとともに、木製の矢板20cmを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立中沢中学校の西約710mです。

続きまして、收受番号5-1022は、株式会社メリットが、譲渡人が所有する緑区太井の農地、3筆、1,262㎡の所有権移転を受け、資材置場に転用するものです。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。申請理由は、現在使用している資材置場が手狭となり、新たに資材置場を確保するためです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め柵として、単管パイプ、コンパネ45から90cmを使用した土留め板を設置し、雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立中野保育園の東約700mです。

続きまして、收受番号5-1023は、佐藤建設工業株式会社が、譲渡人が所有する緑区寸沢嵐の農地、1筆、591㎡のうち178.40㎡に使用貸借権を設定し、仮設工事用地及び駐車場に一時転用するものです。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。申請理由は、携帯電話基地局を撤去することに伴う仮設工事用地及び駐車場を確保するためです。一時転用期間は農地への復元期間を含め、令和2年12月31日までの計画です。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、敷地の外周を単管パイプ、コンパネ30cmを使用した土留め板を設置し、雨水については、敷地内浸透とする計画です。申請地は青野原出張所の北東約1,060mです。

以上で説明を終わります。

#### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-5については、緑区担当委員さん、お願いいたします。

#### 4番（古木委員）

（音声不明）

#### 議長（八木会長）

音声が聞き取りにくいので、後ほど説明していただきます。それでは、先に、收受番号5-6についてお願いしたいと思います。收受番号5-6については、南区担当の西山委員にお願いするところですが、本日、欠席しております。西山委員より、9月26日に現地確認したところ、現地は令和元年12月に資材置場として転用許可さ

れた土地の奥にあり、特に問題はない。隣接地や水路との境界をしっかりと示してほしいとの報告を受けております。

続きまして、收受番号5 - 1020及び5 - 1023については、相模湖地区担当委員さん、お願いいたします。

#### **5番（江藤委員）**

5 - 1020ですが、9月26日に現地調査をしてきましたけれども、周囲が住宅で囲まれていまして、その中の畑という形で、特に問題はないと思います。御審議のほど、よろしく申し上げます。

5 - 1023ですが、ここは携帯電話無線基地局の撤去のため一時転用ということですが、安全や作業上のため、周囲の畑を一時転用する形だと思えます。コンパネ等で土留めをするという形で、特に問題はないと思います。御審議のほど、よろしく申し上げます。

以上です。

#### **議長（八木会長）**

收受番号5 - 1021については、城山地区担当委員さん、よろしく申し上げます。

#### **11番（齋藤委員）**

9月19日に現地調査しました。申請地は津久井湖の東側に近く、緑区中沢という場所です。申請地の南側は、案内図にも出ているように農地がありまして、道路を挟んで畑等の耕作をしておられるような場所です。西側の湖側と東側、北側の3方向は荒廃地になっておるところです。周りにブロックがあったり、中に水道が設置されていたりするような、畑といいながら、耕作に利用された場所なのかなということで、ちょっと分からないようなところがありました。たまたま南側に耕作者がおりましたので、いろいろと御意見等も伺って、既に資材置場ができるという話は聞いているということでありました。資材置場としても、適正にしっかりと管理していただきたいなど、耕作者も私もそのように思います。いずれにしても、この場所は農振地区であり、南側の耕作者に関しては、何人かでかなり広くやられているようですが、この場所は北側に位置していますので、日照等については問題ない状況でございます。

以上の点から、一応、許可を出してあげるべきなのかなと思います。御審議のほど、よろしく申し上げます。

以上です。

#### **議長（八木会長）**

続きまして、收受番号5 - 1022については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

#### **9番（市川委員）**

9月22日に現地を見てまいりました。この場所は津久井湖の湖岸で、太井地区の国道からちょっと下がった傾斜地ということで、現地は全体的に傾斜していますけれども、土の流出や雨水等に十分注意されると思います。また、この場所の下には農地等はありませんので、ほかに影響はないかと思えます。よろしく御審議ください。

#### **議長（八木会長）**

それでは、音声の聞き取りができるようになりましたので、收受番号5 - 5について、緑区担当委員さん、お願いいたします。

#### 4番（古木委員）

では、報告します。9月28日、現地を調査いたしました。現地は草刈りをしたところで、地面に草の株が多少残っていますが、十字路の角で1,306㎡あり、区画としては8区画の開発であります。道路は十字路ですから、2面は道路に面しています。あと2面は農地に面しておりますが、隣の縁石のところはブロックが積まれて、特に問題はないと思います。8区画の図面どおりに建設されれば、特に問題なしと判断いたしました。

以上です。

#### 議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

#### 16番（藤村委員）

5 - 6についてですが、図面を見ますと、黒くなったところ、手前に、写真を撮ったというのが書いてあって、ここが進入路になるんですか。これは申請地だけだと進入路がないわけで、50番と書いたところを一体化して、資材置場として利用されるということでしょうか。

#### 事務局（伊藤担当課長）

おっしゃるとおりです。と書いてある矢印の先のところ、縦長で道路のほうに接道されていますが、ここは進入路として使います。既に通路として形状されていたので、非農地扱いで処理をした土地でございます。

#### 16番（藤村委員）

どうもありがとうございました。

もう1点ですけれども、5 - 1020、図面で6ページになりますが、黒くなったところの右下の部分、畑が残っているんですけれども、どうするつもりだったんでしょう。進入路がなくなってしまうのかな。

#### 事務局（松浦所長）

そちらについては、案内図のところにと書いてありますけれども、こちらからの進入ができるような形で農地が残っておりますので、そのまま利用していただけるということです。

#### 16番（藤村委員）

分かりました、了解です。

#### 議長（八木会長）

ほかによろしいですか。

質疑なし

#### 議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第38号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程5 議案第38号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程6 議案第39号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（八木会長）

続いて、日程6議案第39号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（松浦所長）

それでは、17ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第39号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号2-1015から2-1018は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和2年10月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、18ページ、19ページを御覧ください。津久井事務所管内の4件につきまして御説明いたします。

整理番号2-1015は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は10ページを御覧ください。契約期間は2年3か月、件数は1件、2筆、面積は1,139㎡です。

続きまして、整理番号2-1016は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は11ページを御覧ください。契約期間は3年3か月、件数は1件、1筆、面積は300㎡です。

続いて、整理番号2-1017は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は12ページを御覧ください。契約期間は6年3か月、件数は1件、1筆、面積は701㎡です。

続きまして、整理番号2-1018は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は13ページを御覧ください。契約期間は19年3か月、件数は1件、3筆、面積は2,934㎡です。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

### 16番（藤村委員）

2-1017は自分から自分へ貸しているわけだけど、しかも年度を限って、これ、どういう目的でしょうか。

### 事務局（松浦所長）

基本的に、法人に貸し出すというか、本人の土地ですけれども、法人宛てにとということで、自らが耕作をするということで、形としては利用権で処理をさせていただいています。

### 16番（藤村委員）

それでメリットとか何かがあるんですか。

### 事務局（松浦所長）

メリットというか、要するに、法人で運営するためには、結局、個人ではなくて法人

で持たざるを得ないということで。

**16番（藤村委員）**

例えば、法人でもうけが出たときに、法人でやっておいたほうが有利だとか、何かあるんですね。

**事務局（松浦所長）**

当然、御自身の農地だけではなくて、ほかの農地も運営されていらっしゃると思いますので、その中で一体的に運営ができるということになるかと思えます。

**16番（藤村委員）**

それともう一つありまして、2 - 1018、さがみこファーム、これは前も出たような気がするんですけど、どのような利用目的でしょうか。

**事務局（松浦所長）**

農地としての利用は、ブルーベリーの養液栽培、要するに、ポットのようなものを設置して、その中でブルーベリーを栽培するような感じです。

**16番（藤村委員）**

太陽光と併用というので前は出ていたんですが、これは違うんですね。

**事務局（松浦所長）**

この2筆についても、以前、御審議いただいた営農型の発電設備と同じように、今後の総会の中でそちらの審議もしていただくような形で、こちらでお受けする予定になっています。

**16番（藤村委員）**

はい、了解です。

**議長（八木会長）**

ほかによろしいですか。

#### 質疑なし

**議長（八木会長）**

ないようなので、それでは、採決をさせていただきます。

議案第39号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

#### [ 異議なしの声 ]

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程6議案第39号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 7 報告第32号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 8 報告第33号 非農地証明書の発行について

日程 9 報告第34号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 10 報告第35号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

**議長（八木会長）**

続きまして、報告案件に移ります。

日程7報告第32号から日程10報告第35号について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

以上で日程7報告第32号から日程10報告第35号を終わります。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第19回総会を終了いたします。